

## 北本市危険ブロック塀等除却事業補助金要綱に関するQ & A

※予告なしに変更する場合がございますのでご了承ください。

### 1. 危険ブロック塀等に関すること

#### Q 1 ブロック塀等とは、どのようなものですか？

→A 1 コンクリートブロック造、石造その他の組積造又は組立式コンクリート造（通称、万年塀と言われている）の塀又は門柱です。また、その他の組積造とはこれらに類して重量があり、倒壊時に大事故が発生する恐れのある組積材の構造のものです。

#### Q 2 公衆用道路等について、私道又は幅員4m未満の道路も該当しますか？

→A 2 国道、県道、市道、私道等の道路のうち、建築基準法上の道路が対象です。幅員が4m未満でも建築基準法第42条第2項の道路にみなされたもの（以下、2項道路といいます。）は対象です。公衆用道路等は建築開発課で確認をお願いします。

#### Q 3 補助の対象となる塀とは？

→A 3 公衆用道路等に面したブロック塀等で、建築基準法の規定に適合しないもの又は道路からの高さが0.8m以上で劣化又は損傷があり除却する必要があると認められる塀です。危険ブロック塀に該当するかどうかは事前にご相談ください。なお、補助申請前に除却工事を行った塀は対象外です。

#### Q 4 危険ブロック塀等を除却した後に、築造する塀等の補助金はありますか？

→A 4 除却後に築造する塀等の補助はございません。

#### Q 5 隣の家との敷地境界にある、道路から1.0mの範囲も対象になりますか？

→A 5 敷地境界の塀は全て対象外となります。

### 2. 補助対象者に関すること

#### Q 6 所有者の同意は、敷地と建築物の名義が異なる場合は全ての同意が必要ですか？

→A 6 敷地又は建築物のいずれかの、名義人全員の同意が必要です。

#### Q 7 法人の所有するブロック塀等も補助の対象となりますか？

→A 7 法人の所有するものも対象となります。ただし、大規模な敷地にある危険ブロック塀等は全て除却対象にする必要があります。（Q11を参照）

#### Q 8 共同住宅等の管理組合が、補助の申請をすることができますか？

→A 8 管理者に該当するため申請が可能です。敷地又は建築物の所有者の同意が必要です。ただし、分譲マンションの場合は区分所有となるため、総会等での議決をもって所有者全員の同意を得たものとみなします。その際は、議決が確認できる書類を添付してください。

### 3. 補助対象となる工事に関すること

#### Q 9 どのような工事が対象ですか？

→A 9 危険ブロック塀等を全部除却又は一部除却するものが対象です。一部除却の場合、残存する塀等の道路からの高さが0.6 m以下となるか建築基準法の構造基準等に適合している場合は可能です。

#### Q 10 2項道路に面した危険ブロック塀等是一部除却ができますか？

→A 10 2項道路の道路境界線とみなされた区域内にあるものは、全部を除却する必要があります。

#### Q 11 道路に面した全てのブロック塀等を除却する必要がありますか？

→A 11 危険ブロック塀等の該当する部分は全て対象としてください。

#### Q 12 道路に勾配がある場合、ブロック塀等の高さはどのように図りますか？

→A 12 ブロック塀等の高さは道路面に接する部分で測ってください。

#### Q 13 危険ブロック塀等を除却した後に、すぐに新しい塀等を築造していいですか？

→A 13 危険ブロック塀等を除却した後に必ず完了報告を行い、補助金額確定通知を受けてから新しい塀等を築造してください。なお、築造する塀等は建築基準法等の規定や安全なものにしていただくことが補助の要件になっています。

#### Q 14 市内施工業者の指定はありますか？

→A 14 業者の指定はございません。市内に事務所又は事業所を有する者であれば可能です。市では業者を紹介することは行っていないませんが、市の工事入札等で登録している建設関係業者一覧表はご覧いただくことができます。

#### Q 15 申請者自らが工事を行う場合は補助の対象ですか？

→A 15 補助の対象になりません。市内に事務所又は事業所を有する者と工事請負契約を伴って工事を行うことが必要です。

#### Q 16 建築物等の建替え等のため、解体工事と一緒に行うものは対象ですか？

→A 16 工事着工前に補助申請していただくことや、再建築後に築造する塀等が法適合していること等、補助要綱の規定どおりに行われる場合は対象となります。

#### Q 17 分譲開発や建売販売のため、古家等にあるブロック塀等の解体は対象ですか？

→A 17 宅地の分譲開発や建売販売等は営利目的に該当しますので対象外です。

#### Q 18 危険ブロック塀等の基礎、土台等の除却は補助対象になりますか？

→A 18 対象となります。ただし、地中部分の見付け面積は対象になりません。

**Q19 危険ブロック塀等の下部が土留め(擁壁)のため、残存させる除却は対象ですか？**

→A19 一部除却に該当し、道路からの高さが0.6m以下であれば残存できます。なお、従前に法手続きを経て築造されたものや設計士が構造計算等によって安全性を証明できる部分は0.6mを超えて残存することができます。

**4. 補助金の額に関すること**

**Q20 補助金の額はいくらですか？**

→A20 除却する面積1平米当たり5000円を乗じて得た額又は工事に要した額（消費税等の額を除く）のうち少ない方の額。ただし、15万円を上限とする。

**Q21 実際の工事に要した経費は全てが補助対象ですか？**

→A21 危険ブロック塀等の除却に関する部分（鉄製格子、門扉等の附属物の除却は含まない）の施工費、廃材処分・運搬費、整地費、現場諸経費を対象とします。また、一部除却の場合の残存するブロック塀等に対する補修や改修等の経費は対象になりません。なお、対象経費がわかるように見積書、契約書及び領収書等を作成していただくよう業者に依頼してください。

**Q22 他の補助との併用はできますか？**

→A22 他の補助金と併用する場合は必ず事前にご相談ください。本市の他の補助金の方で、危険ブロック塀等の除却に関する部分を対象外にすることで、併用できる場合があります。

**5. 補助申請手続き等に関すること**

**Q23 申請手続きはどのように行いますか？**

→A23 補助の対象になるか調べる必要がございますので、必ず市へ事前相談を行ってください。手続きの流れはパンフレット等をご覧ください。

**Q24 申請書の提出は代理人でもできますか？**

→A24 申請者のご家族、施工業者等に代行させることができます。その場合は委任状を添えて申請書等を提出してください。

**Q25 申請書類等はどこで入手できますか？**

→A25 申請書の様式等は北本市建築開発課ホームページからダウンロードすることができます。市役所の開庁中（土曜日開庁を除く）は市庁舎2階の建築開発課の窓口でも配布しています。